

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

<u>出席議員</u>	3
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u>	7
第 2 一般質問	
<u>後藤 哲 議員</u>	7
1 空き家対策特別措置法について	
2 認知症初期集中支援チームについて	
3 感震ブレーカー補助制度について	
<u>櫻井 正人 議員</u>	21
1 第一次産業の振興対策について	
2 蓄光素材を活用した減災、防災の取り組みについて	
<u>第 3 報告第 2号 継続費繰越計算書について</u>	37
<u>第 4 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について</u>	38
<u>第 5 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について</u>	38
<u>第 6 報告第 5号 事故繰越し繰越計算書について</u>	38
<u>第 7 報告第 6号 水道事業会計継続費繰越計算書について</u>	38
<u>第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて</u>	39
<u>第 9 議案第 28号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例</u>	39
<u>第 10 議案第 29号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び</u> <u>運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</u>	40
<u>第 11 議案第 30号 平成27年度利府町一般会計補正予算</u>	40

平成27年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

第12	議案第31号	平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算	47
第13	議案第32号	財産の取得について	48
第14	議案第33号	副町長の選任について	49
第15	議案第34号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	51
第16	議案第35号	人権擁護委員候補者の推薦について	53
第17	請願第1号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し 処罰する法律の制定を求める請願書	53
第18	議会活性化調査特別委員会中間報告の件		57
第19	議員の派遣について		61
第20	委員会の閉会中の継続調査の件		61

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（17名）

1番	安田知己君	2番	木村範雄君
3番	土村秀俊君	4番	吉岡伸二郎君
5番	高久時男君	6番	西澤文久君
7番	後藤哲君	8番	阿部まさ子君
9番	鈴木忠美君	10番	吉田裕哉君
11番	永野渉君	12番	羽川喜富君
14番	伊勢英昭君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	櫻井正人君
18番	郷右近隆夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	堀越秀一君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	後藤仁君
政策課長	折笠浩幸君
政策課政策班長	鎌田功紀君
政策課文化複合施設推進班長	千田耕也君
政策課地域協働班長	星浩幸君
財務課長	小山田春彦君
財務課財政経営班長	鈴木真由美君
財務課管財契約班長	郷右近啓一君
税務課長	高橋徳光君
財務課町民税班長 兼固定資産税班長	佐々木辰己君

平成27年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

収納対策室長	石川洋志君
町民課長	庄司幾子君
町民課保険年金班長	伊藤香君
町民課参事 兼戸籍住民班長	阿部智子君
生活安全課長	村田政文君
生活安全課 防災安全班長	鈴木則昭君
生活環境課 環境生活班長	鈴木啓義君
保健福祉課長	菅井百合子君
保健福祉課 福祉班長	折笠ゆき江君
保健福祉課 長寿介護班長	嶋正美君
子ども支援課長	櫻井やえ子君
都市整備課長	櫻井昭彦君
都市整備課 施設管理班長	庄司英夫君
都市整備課 都市整備班長	上野昭博君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤智君
産業振興課 商工観光班長	大谷浩貴君
上下水道課長	阿部義弘君
上下水道課 公務班長	名取仁志君
上下水道課 経営班長	鈴木義光君
震災復興推進室長	大友義一君
震災復興推進室 復興調整班長	郷家洋悦君
震災復興推進室 事業推進第一班長	近江信治君
震災復興推進室 事業推進第二班長	鈴木喜勝君

平成27年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

生涯学習課長	高橋三喜夫君
生涯学習課生涯学習振興 班長兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	鎌田光信君
生涯学習課 図書振興班長 兼図書館長	庄司敦君
会計管理者 兼会計室長	大友政一君
教育長	本明陽一君
教育次長	松尾隆治君
教育総務課長	小幡純一君
教育総務課 総務給食班長	菅野勇君
教育総務課 学校教育班長	高橋活博君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事務局長	阿部善男君
主任主査	櫻井涉君
主事	竹内春菜君

議事日程（第3日）

平成27年6月12日（金曜日） 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 報告第2号 継続費繰越計算書について
- 第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 第5 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
- 第6 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について
- 第7 報告第6号 水道事業会計継続費繰越計算書について

平成27年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 9 議案第 28号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
 - 第10 議案第 29号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例
 - 第11 議案第 30号 平成27年度利府町一般会計補正予算
 - 第12 議案第 31号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算
 - 第13 議案第 32号 財産の取得について
 - 第14 議案第 33号 副町長の選任について
 - 第15 議案第 34号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第16 議案第 35号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第17 請願第 1号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求
める請願書
 - 第18 議会活性化調査特別委員会中間報告の件
 - 第19 議員の派遣について
 - 第20 委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（郷右近隆夫君） おはようございます。

ただいまから平成27年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（郷右近隆夫君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 鈴木忠美君、10番 吉田裕哉君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（郷右近隆夫君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に従い、発言を許します。

初めに、**7番 後藤 哲君の一般質問**の発言を許します。後藤 哲君。

〔7番 後藤 哲君 登壇〕

○7番（後藤 哲君） おはようございます。7番 公明党、後藤 哲でございます。

今定例会には、3点について通告しております。通告順に御質問いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、1の空き家対策特別措置法について伺います。

空き家対策特別措置法が昨年11月に成立し、本年5月26日に全面施行されました。空き家対策特別措置法の一部施行を受けて、国土交通省と総務省の両省は、2月26日、各市町村が総合的な対策に乗り出せるよう空き家の基準などを盛り込んだ基本指針を発表しました。

この指針では、空き家かどうかを判断する基準として、建築物への人の出入りの有無、電気・ガス・水道の使用状況等を調査した上で、おおむね年間を通して建築物の使用実績がないことが挙げられております。市町村は、所有者を特定するために、固定資産税や不動産登記簿、住民票などの情報を活用し、空き家の処分や利活用に悩む相談、また、周辺住民の苦情に応じる体制も整備され、さらに空き家の増加抑制、利活用策として所有者に対する問題意識の啓発

や民間団体などと連携して空き家の売り買いや貸し借りなどを促進する制度づくりが進められております。

国土省によると、空き家対策に独自の条例を施行している自治体は、昨年10月時点で全国401に上がります。空き家の基準を明確にした今回の指針が本町にも対策を推進する追い風になると思われますし、管理が不十分な空き家は景観だけではなく、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火や地震による倒壊など、地域に及ぼす影響が大きいのではないのでしょうか。

また、本町も高齢化が進み、空き家が増加する懸念もあります。そのことから、措置法をあらゆる視点から活用し、対策を進めることが大切と思われます。そこで、次の点について伺います。

（1）空き家を資源として活用する空き家バンクについて、本町において取り組むかどうか、伺います。

（2）建物除去費用の助成について伺います。

（3）空き家の所有者や住民の苦情に応じる体制整備について伺います。

次に、大きい2点目、認知症初期集中支援チームについて伺います。

さまざまな原因から脳細胞の働きが悪くなることで障害が起こり、日常生活にも支障を来す認知症、厚生労働省は全ての団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症の高齢者数は65歳以上の5人に1人に当たる700万人に達する見通しを示しております。政府は、1月に認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランは7つの柱で構成されております。

内容は、1、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、2、認知症の様態に応じた適時適切な医療、介護等の提供、3、若年性認知症施策の強化、4、認知症の人の介護者への支援、5、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、6、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の目標の推進、7、認知症の人やその家族の視点の重視とあります。

認知症を早期に発見、診断する取り組みとして、特定健診と同時に認知症のスクリーニングを含む生活機能チェックが大切と思われますし、専門医や看護師、社会福祉士らで構成し、認知症が疑われる人と家族を訪問し、早期診断、対応、家族サポートなどの初期支援を集中的に行うことが必要と思われます。そこで、次の点について伺います。

（1）認知症への理解を深めるための普及啓発の促進について伺います。

（2）適切な医療、介護の提供について伺います。

（3）介護者への支援について伺います。

次に、3点目、感震ブレーカー補助制度について伺います。

政府は、都市直下地震緊急対策推進基本計画で、木造住宅の密集市街地における感震ブレーカーの普及率を今後10年間で25%とする目標をあげました。感震ブレーカーは、地震の揺れを感知し自動的に電気を遮断する装置で、大規模地震時の火災予防策として注目されている装置ですが、その普及率は1%未満でございます。大震災時の火災は、電気に起因する割合が高いと指摘されており、中央防災会議都市直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告の中では、感震ブレーカーを全世帯に普及させ初期消火を徹底すれば、火災の死者数が9割以上減るといふ推計も示され、普及を呼びかけております。

地震火災対策は地域全体で取り組む必要があることから、次の点について伺います。

（1）補助制度の導入や全世帯への設置について伺います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、空き家対策特別措置法について、2、認知症初期集中支援チームについて、3、感震ブレーカーの補助制度について、いずれも町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 7番 後藤 哲議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の空き家対策特別措置法についてでございますが、（1）の空き家バンクに対する町の取り組みについてのお尋ねであります。

この空き家バンクは、ホームページ等を利用して空き家を売りたい方、あるいは貸したい方の物件を紹介するものであり、空き家の管理はみずから行うことが前提で、物件の交渉に当たりますは宅地建物取引業者が行うことになっております。本町の空き家の状況につきましては、昨年度行政区長の御協力をいただきながら調査をいたしましたところ、居住用建物を対象に実態調査を実施いたしました。町全体で119戸、そのうち22戸の空き家が適切に管理されていない状況にありました。

御質問の町の取り組みにつきましては、今後増加すると想定される空き家対策として、この空き家バンクは有効な手段と考えておりますので、今後の空き家の推移に応じて検討していきたいと考えております。

（2）の建物除去費用の助成についてであります。この費用を助成することによりまして、管理されていない空き家の減少が図られ、周辺住民の皆様の生活環境の改善につながるものと考えられますが、国の補助メニュー等もあることから、町の助成につきましては今後これらの活用も含めて検討していきたいと考えております。

（3）の空き家の所有者情報や住民の苦情に応じる体制整備についてであります。町といえども引き続き町の空き家の状況を把握するとともに、苦情などの相談に対応できるよう体制の整備について検討していきたいと考えております。

第2点目の認知症初期集中支援チームについてであります。 （1）の認知症を理解するための普及啓発促進についてであります。これまで地域包括支援センター職員による出前講座での認知症関連の講話、あるいは認知症サポーター養成講座、これを開催いたしまして、認知症理解の普及啓発を図ってきたところであります。誰もが介護者等として認知症にかかわる可能性があること、認知症が身近な病気であることを、引き続き各種事業を実施しながら、認知症理解の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

（2）の適切な医療、介護の提供についてであります。認知症初期集中支援チームの設置につきましては、新オレンジプランの中で平成30年度までに全国の自治体で設置することとされております。支援チームの設置に当たりましては、認知症サポート医である専門医の確保や地域医療機関との連携など、塩釜医師会の協力が不可欠なことから、支援チームの早期設置について塩釜医師会と2市3町で協議していきたいと考えております。

（3）の介護者への支援についてであります。地域包括支援センターで認知症介護家族の集いの開催や、個別相談を実施いたしまして、認知症介護者への支援を行っているところでございます。今後は認知症の方、その家族が地域の方々や専門家と相互に情報を共有して、お互いを理解し合うことのできるサービスの提供や、一人一人の認知症の症状に応じた適切なサービスの提供ができるように、認知症ケアパスの作成、普及などを行ってまいりたいと考えております。

3点目の感震ブレーカーの補助制度についてでございます。

（1）の補助制度の導入や全世帯の設置についてであります。この感震ブレーカーにつきましては、大規模地震発生時において電気を起因とする火災への一定の抑制効果を有するものとして、阪神淡路大震災の際にも専門家から指摘されてきているところであります。その後普及していない状況であります。国では、内閣府、消防庁、経済産業省の連携のもと、大規模地震等の電気火災の発生抑制に関する検討会が、感震ブレーカーの今後の普及方策等について、3月に報告書を取りまとめたところであります。その中で感震ブレーカー等の普及に向けた取り組みは、阪神淡路大震災から20年を経た現在においてもまだ緒についたばかりとはいえ、検討会において普及に向けたさまざまな課題、特に住宅密集市街地等における面的な普及方法策についてはさらなる検討が望まれるもの等の指摘もされていると記載されているといわ

れております。国における普及の取り組みが始まって間もないと思われます。

このことから耐震ブレーカー補助制度の導入、全世帯の設置については、この設置に関する法整備等の動向を踏まえまして検討していきたいと考えております。さらなる御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。

後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 大きい1点目の空き家対策特別措置法について再質問させていただきます。

初めに、（1）の空き家を資源とする活用する空き家バンクの取り組みについて伺います。

本町では、先ほど町長が述べたように、本年2月ごろに生活環境の保全や防災、防犯に寄与することを目的に、空き家の実態調査を行ったようでございますが、調査対象は、1、維持管理がされている空き家、2、維持管理が行き届いておらず、周辺住民に迷惑や不安を与える状態がある空き家、3、倒壊の危険性がある空き家の3項目についての調査だったようでございます。答弁の中で、維持管理が行き届いておらず周辺住民に迷惑や不安を与える状態にある空き家と倒壊の危険性がある空き家が合計で22件と、私が想像した以上に多く、倒壊の危険性のおそれがある空き家については、専門家による調査などは行われたのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長、答弁願います。

○生活安全課長（村田政文君） 7番 後藤 哲議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどの専門家の倒壊等の部分についての調査についてでございますが、現在22件のものにつきましても、再調査ということで詳細な部分について、また担当のほうで今取り組んでいるところでございます。また、今回の空き家条例等におきましても、今後県のほうの技術支援等もいただけるという内容等が含まれておりますので、その辺につきましても今後県または国からの情報提供をいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 今の課長の答弁ですと、取り組んでいるということですが、危険が伴う可能性があるのであれば、早急に調査すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

先ほどの倒壊のおそれの危険性のある件数ということで22件ほどあるというお話を町長のほ

うから申し上げていただきました。その部分につきましては、今担当レベルの話になるんですけども、今すぐに倒壊をするというおそれにつきましては、まだ懸念されるものになっていないという状況でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 空き家対策特別措置法は、所有者を把握しやすくしたほか、倒壊などの危険がある特定空き家へ立ち入り調査や所有者に対して撤去、修繕を促す指導、勧告、命令ができるようでございますが、命令に応じない場合は行政代執行として強制的に撤去することも可能になります。特別措置法をあらゆる視点から活用し、対策が大変重要と思います。

空き家を資源として活用する視点も重要で、空き家情報をインターネットで公開し借手をも募る空き家バンクに取り組む自治体もふえていることから、制度を周知するとともに、空き家を有効活用する方策を講じるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

こちらの部分、今後の取り組みをホームページ等での発信というお話でございますが、こちらにつきましては現在もう既に取り組んでいる自治体もあるようでございますので、そういった近隣市町の先進事例を参考にしながら、この辺の部分についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 今の答弁では検討したいという話ですけども、1点ちょっと紹介させていただきたいと思います。空き家バンク制度に取り組んでいる自治体を御紹介させていただきます。茨城県利根町では、平成27年3月、町と株式会社常陽銀行との空き家バンク制度連携ローンの開始を発表いたしました。銀行と連携し、空き家バンク制度を利用して住宅の取得やリフォーム、住みかえをする方に対して、常陽銀行において平成27年3月から連携ローンを特別金利で提供し、町では少子高齢化、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、定住促進に向けた取り組みとして平成23年4月から実施している空き家バンク制度を設立し、利用者を対象にリフォーム費用の一部を助成する空き家リフォーム工事助成金及び引っ越し費用や仲介手数料の一部を助成する空き家子育て活用促進奨励金を支給しています。

本町の住宅も築年数が上がっている地域もふえていることから、このような取り組みも検討する時期と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

空き家等の対策に取り組んでいる事例につきましては、それぞれの自治体が抱える生活環境の改善であったり、または地域のコミュニティーの維持、あるいは住民の定住促進等の目的に取り組んでいるなど、多様な状態にあるということで、私たちも情報のキャッチをしているところがございます。そういった事例を参考にしながら、その部分につきましても検討をしていきたいというふうに思っているところがございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 次に、（2）の建物除去費用の助成について伺います。

放置されたまま倒壊などの危険度が高まる空き家の対策として、空き家の除去費用を助成した上で跡地を行政目的に利用する事業を始め、成果を上げている東京都文京区があります。空き家が減らない要因として、除去に100万円単位の費用がかかることや、相続にかかわる問題、空き家を更地にすることで最大6分の1に軽減されていた固定資産税の特例措置がもとに戻り、金銭的な負担がふえることがあげられます。文京区が始めた空き家対策事業は、空き家の所有者等が区に申請し、区が空き家などの危険度を調査し、跡地が利用可能かどうかを判断、利用可能な場合に跡地利用の契約を締結し、所有者の責任で建物を除去し、その跡地を区が行政目的に有効活用することで、防犯、防災対策などが進むとともに、地域コミュニティーの充実が図れる取り組みがあります。このような施策も必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

空き家の対策を進める上で、空き家等の有効活用の方策の検討も必要な事項と考えております。また、空き家を除去した跡地利用につきましても、空き家の状況に応じて今後検討していきたいと考えているところがございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 私は、今回約10戸ほどの空き家を目視ですが現地調査いたしました。その中には、プロパンガスが設置されているものの、内部では畳も全て外され、ふすまもなく、天井板は全てはがされ、電気の配線が見えている状況でございました。外されたものなのか、庭に扉のようなものが重ねて放置されておりました。高齢化のために途中でとりやめたのか、または予算の問題なのかはわかりませんが、何らかの対応が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

今回の空き家等対策特別措置法におきましては、空き家等の問題を解決するに当たり、所有者等がみずからの責任によりの確に対応することが前提となるというふううたわれております。そうしたことから、その上で空き家等に関する対策を実施することが重要になってくると思っておりますので、今後空き家等の推移に応じて検討をしていきたいと思っておりますので、

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） ただいまの答弁のちょっと続きみたくなるとは思いますが、（3）の空き家の所有者や住民の苦情に応じる体制整備について伺います。

空き家の所有者の中には遠隔地に住んでいるなど、さまざまな事情で空き家の維持管理や処分、利活用方法に悩む人も少なくないと思っております。こうした人たちの相談や周辺住民の苦情に応じるワンストップでの相談体制を整備することも必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

空き家等の対応につきましては、所有者等に空き家の適切な管理をお願いしたり、または空き家等への立ち入り調査、確認、または空き家の所有者からの相談や周辺自治体からの空き家に対するさまざまな苦情等が想定されるところでございますが、これらに対応できる体制整備につきましては、今後検討をしていきたいと思っておりますので、

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 所有者の実態調査や特定などの対策を担う本町の負担は決して軽くはなく、地域住民の要望に十分な対応は可能でしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、事業を進める上で財源の確保という部分につきましても検討課題を要するものと考えているところでございまして、今回示された法律等の中でうたわれている国庫補助事業になるのか、または国、県から支援がどの程度いただけるのか、その辺も含めて検討していきたいと思っておりますので、

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 実態調査等の対策を円滑に推進するためには、国や宮城県の支援が欠かせないと思っておりますが、ただいまの課長の答弁にあるように、宮城県等に要望などは考えている

のでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

宮城県への要望ということでございますが、自治体の部分が今どの程度のものになっているのか、その辺をまず調査し確定させた上で、県への情報提供であったり、御支援をいただくようになるかと思っておりますので、そういった部分につきましても今後検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 空き家対策特別措置法は今後、本町として個別の対策計画を策定していくことになり、まちづくり計画と連動させるなど、中長期的な視点で取り組む必要があると思われまます。どれくらいの期間で対策計画を策定する考えなのか、伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

空き家等の対策につきましては、役場内の関係する各課との連携や横断的な取り組みが必要不可欠になると思っておりますのでございまして、情報の共有化であったり、または早期の作業着手に取りかけられるような検討を今後してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 次に、大きい2点目の認知症初期集中支援チームについて再質問させていただきます。

（1）認知症への理解を深めるための普及啓発の促進について伺います。

認知症は皆にとって身近な病気であることを社会全体として確認し合い、理解を深めるための普及啓発が大切だと思います。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする、いわゆる認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、より上級な講座など、地域や職域の実情に応じた取り組みを推進することが大切と思いますが、どうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

ただいま御質問いただきました認知症のサポーターにつきましては、御説明ありましたとおり、認知症に対する正しい知識と理解を持って地域での認知症家族あるいは認知症の方の手助けをするという大きな役割を担っているということで、町のほうでもこれまで認知症のサポー

ターの必要性を認識しまして、養成等を実施してきたところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 厚労省は、認知症サポーターの人数を2017年度末までに600万人から800万人に目標を引き上げましたが、かなりハードルが高いと思われてなりません。本町の目標数はどれくらいなのか、また、現在何人くらいの方が登録されているのか、お伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

現在国で目標にしております800万人でございますけれども、既に26年度末で600万人の目標値を達成したということで、さらに認知症のサポーターが必要であろうということで目標値を200万人ほど引き上げをしたようでございます。

利府町のサポーターの養成講座の受講者数につきましては、26年度末で443名となっております。具体的な目標といたしまして、では何百人にしましょうという数値は持っていないところなんですけど、毎年50人の養成をしていきたいということで考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 課長の答弁で年50人ずつぐらいふやしたいと。できれば、私も元気なうちにこのサポーターになっておきたいと決意しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

認知症サポーターの養成講座の取り組みは、相手がいることで大変な作業と思ひます。認知症サポーターを量的に養成するだけではなく、活動の任意性を維持しながら、サポーターの皆様がさまざまな面で活躍していただかなければなりません、この点についてはどのような取り組みなのでしょう。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

認知症のサポーターにつきましては、これまでまずサポーター数をふやすということを目指し、受講者数の受講回数、そういったものをふやして対応してきたところでございます。ただ、やはりそういった方々が活動する場面がないと、やはりそういった理解の促進が深まらないというふうに考えておりましたので、町のほうで実施しておりますさまざまな事業、それからこれから実施していかなくてはならない総合事業の中に、そういった認知症のサポーターが活動できる場所、そういったものを組み込んでいきたいというふうな考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 厚生労働省と文部科学省では、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育推進とあり、小中学校で認知症サポーター養成講座の開催を利用した認知症に関する正しい理解と普及とありますが、このような取り組みについてはどうなのか、お伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

オレンジプランの中でも、小中学生あるいは大学生に対する学校教育の中での認知症サポーターの養成、そういったものが必要であろうということは提言されております。そういった根底にあるのは、地域での見守り、やはり日中家庭にいらっしゃるのお子さんであったり、高齢者の方であったりということで限定されていることもあるということで、国のほうでもそういった指針を出されているのかなというふうに考えております。

町といたしましては、今現在は出前講座や各地域に出向いた中で認知症のサポーターのほうを養成をしておりましたけれども、今後そういったことも想定をして、学校教育現場のほうに働きかけを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 次に、（2）適切な医療、介護の提供についてお伺いいたします。

早期診断、早期対応を軸として妄想、鬱、徘徊等の行動、心理症状や身体合併症などが見られても、医療機関、介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みが大切と思われまます。

静岡県焼津市では、本年、認知症の早期発見診断と対応へ、医師、看護師らが自宅を訪ね、適時適切なサービスの提供をする認知症初期集中支援チームを設置することを決めたようでございます。先ほど町長の答弁にもございましたように、新オレンジプランでは認知症初期集中支援チームを、現在の41市町村から18年度末までに全市町村に設置する計画のようですが、どのような手順で進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

認知症初期集中支援チームの設置につきましては、平成30年度まで各市町村に設置が義務づけられております。設置に当たりましては、かかりつけ医あるいは認知症のサポート医の設置が義務づけられておまして、それらの設置が一番重要な課題になってくるかなというふうに

考えております。国におきましても、各市町村の意向を聞いて、そのかかりつけ医あるいはサポート医の設置について今現在柔軟な取り組みができるように実施要綱の見直しなども行っているようでございます。そういったものを踏まえながら、設置に当たりましては塩釜医師会、そういったところと協議を進めながら、30年度の設置に向けて努力をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 塩釜医師会と協議を進めていくということで、サポート医、実際の今の現状で今の塩釜医師会で十分人数的にはどうでしょうか。間に合うんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 今現在、認知症のサポート医ということで、宮城県のほうでこちらで把握しているのが県内で16名だけになっております。その方々が35市町村のほうの集中支援チームに全て支援していただくというのはなかなか大変なことかと思っておりますので、そういったことを含めて検討しているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 認知症の早期発見のためには、特定健診と同時に認知症スクリーニングを含む生活機能チェックも必要と思います。認知症の疑いがある人については鑑別診断を行うことが必要と思いますが、どのように取り組まれるのか、考えをお伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

認知症のスクリーニングについての御質問でございますが、スクリーニングにつきましては、国におきまして平成23年度から25年度の事業ということで実施した経緯がございました。今現在は実施をしておりますが、保健福祉課の窓口で介護あるいは高齢者福祉の関係で相談に見えた方、そういった方のうち、直接支援に至らなかった方につきましては、スクリーニングのための調査票を窓口のほうで直接御記入いただきまして、認知症と思われるそういった方につきましては、認知症の介護予防教室、そういったものへの参加などを促しているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 次に、（3）介護者への支援について伺います。

認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症初期集中支援チーム等による早期診断、早期対応を行うほか、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互

いを理解し合う認知症カフェ等の設置を推進し、認知症の人や家族を孤立させずに地域で支え合うような対策を早急に取り組まなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

認知症の早期発見と早期治療、それと認知症と家族、そういった方々を総合的に支援していくためのまず認知症の初期支援チームの設置、あるいは認知症の方のそういった方々をケアしていくためのシステムをつくるための支援員、そういったものを早期に町のほうでも設置をして、認知症の方あるいは介護者の方を支える仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 認知症カフェは平成30年度から全ての市町村に配置される認知症地域支援推進員等の企画により、地域の実情に応じて実施するとありますが、推進員とはどのような方でどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

認知症地域支援員の要件といたしましては、認知症の医師や介護における専門的知識及び経験を持つ医師、あるいは保健師、看護師、そういった者のほかに国で実施しております支援員の研修、そういったものを受講した方が地域支援員ということで設置できることになっております。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 認知症カフェは30年度から利府町にも配置されると思いますけれども、町内何カ所ぐらい設置される考えか、目標があればお願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

認知症カフェにつきましては、平成30年度までに各市町村で設置が義務づけられております。まずは設置に向けて努力をしたいというふうに考えておりますが、今のところまだ何カ所ということで具体的な設置箇所までは検討していないというような状況でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 次の点についてはちょっと町長にお伺いしたいと思います。

認知症への対応に当たっては、常に一步先んじて何かの手を打つという意識を町全体で共有

していかなければならないものではないでしょうか。コミュニティーのつながりこそが最後大切と思いますが、この点について町長、お願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 町長指名です。町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 後藤 哲議員の再質問にお答えを申し上げます。

この認知症につきましては、もちろん家族の方、さらには地域の方々、そして専門家とお互いに情報を共有しなければならないわけでありますから、そういった意味で取り組みにつきましてはみんな一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 最後に、大きい3点目、感震ブレイカー補助制度について再質問させていただきます。

東京理科大学大学院の関澤教授が、大規模地震の揺れによる電気火災を防ぐ対策として、簡易タイプを含む感震ブレイカーなどは費用負担も比較的小さく、設置しやすいこともあり、即効性が期待できるし、3,000円程度の簡易タイプであれば補助事業の実施も可能ではとありました。横浜市では、13年度から感震ブレイカー設置費の補助制度を創設し、木造住宅が密集する地域を対象に補助を始めました。このような取り組みができないものか、伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

補助制度の導入につきましては、感震ブレイカーの有効性や、または信頼性を確保するための技術的な検討を要する旨の指摘を受けているところということで、感震ブレイカー設置に関する法整備等の動向を踏まえながら検討をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 岡山県新庄村では、1件の火事が隣近所まで広がったこともあり、本年2月に簡易タイプの感震ブレイカーを全世帯に無償配付したようでございます。ある程度の補助で年間何件とかというような施策はできないものか伺って、私の質問を終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

先ほどの新庄村ですか、こちらにつきましては私もちょっとホームページで確認させていただきました。そうしましたところ、人口が失礼に当たるかどうか、1,000人未満という規模の自治体のようでございまして、そういった自治体事例も含めながら今後検討していきたいという

ふうに思っているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で7番 後藤 哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は10時55分とします。

午前10時42分 休 憩

午前10時53分 再 開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、17番 櫻井正人君の一般質問の発言を許します。櫻井正人君。

〔17番 櫻井正人君 登壇〕

○17番（櫻井正人君） 17番 櫻井正人でございます。本定例会に2件の通告をしておりますので、随時質問したいと思います。よろしく願いいたします。

1番目、第1次産業の振興対策について。

平成27年度施政方針の主要な施策で、4月1日の組織機構の再編により、産業経済班を産業振興課に格上げし、より一層の支援を行うとあります。本町の第1次産業については、高齢化、担い手不足など課題が多く、大きな危機感を持っております。町の対策について、以下の点をお伺いします。

（1）林業。現在2市3町で原木、丸太から製材し、県内産材を販売している製材所は松島と利府に各1社であります。今後整備される文化複合施設、利府小学校の建てかえ時の設計段階で町内で製材された木材を施設の一部に使用する考えはないか、伺います。

（2）漁業。施政方針で（仮称）復興交流センターの整備について、実現に向けた検討を進めるとありますが、原点は漁業の活性化であります。浜田・須賀地区合わせて新規の漁業担い手の獲得や企業参入による活性化対策についての考えはないか、お伺いします。

（3）農業。国の政策により、各都道府県に設けた農地中間管理機構（農地バンク）の平成26年度実績が目標のわずか2割にとどまっている中、本町では農家個人の水田保有面積が少ないため、将来的には農地バンクが有効と考える。そこで、以下についてお伺いします。

①農業生産法人設立の橋渡しをする必要はないか、お伺いします。

②農家の方々と企業参入も視野に入れた6次産業化の取り組みを研究する考えはないか、お伺いします。

③農家の実情と声に向き合うため、聞き取り調査を行うべきと思うが、考えをお伺いします。

2、蓄光素材を活用した減災、防災の取り組みについて。

蓄光素材は、利府町在住の技術家、すがわらじゅんいち氏が2008年、蓄光研究会を立ち上げ、町内の自動車整備工場の板金塗装技術を使い、共同で高輝度蓄光塗装膜LB200、ロングブライトを開発しました。2014年には、復興庁が大震災後の再生創造を目指す事業プランを募集したリバイルジャパンカップ2013で「光の笑顔から光の道へ」がカルチャー部門アート分野でグランプリに選ばれ、内閣府官房参与もこの活動を絶賛しております。ロングブライト200を使用した蓄光避難誘導看板は、現在町内に55カ所に設置されておりますが、さらに研究し、発光力、持続力とも高性能なロングブライト500Sを完成させ、現在特許出願中であり、今後他社類似品との差別化が進むと考えられます。そこで、蓄光素材を活用した減災、防災の取り組みについて、以下の点をお伺いします。

（1）環境あるいはリサイクルの一環として町内に設置されている避難誘導看板の1カ所を選定し、ロングブライト200からロングブライト500Sへ再塗装し、発光力、持続力の検証をする考えはないか、伺います。

（2）浜田・須賀地区の避難路、避難所及び文化複合施設、学校等、公共施設への設置をする考えはないか、伺います。

（3）各自治体に先駆けて、蓄光素材を活用した国民参加型アート「光の笑顔」と新夜間災害時避難誘導システムを融合させ、命を守る利府町光の道プロジェクトによる安心・安全なまちづくりを実施し、全国に発信する考えはないか、お伺いします。

以上、2点について御答弁をお願いします。よろしく願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、第1次産業の振興対策について、2、蓄光素材を活用した減災、防災の取り組みについて、いずれも町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 17番 櫻井正人議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の第1次産業の振興対策についてのお尋ねであります。まず、（1）の町内で製材された木材を施設の一部に使用する考えはないかについてでございますが、本町では、平成25年9月に公共建築物における木材利用の促進に関する方針を策定いたしまして、これまでも災害公営住宅の建築に県産材を利用する等、町が整備する公共建築物等における木材利用を推進しているところであります。地元産の木材を利用することで、森林組合、製材所等への経済波及効果や雇用の創出などが見込まれること、また、木材を利用した施設を子供たちが使用することによりまして木のぬくもりを感じることができ、子供たちの情操教育を図ることができ

ると考えられます。施設の内壁材や備品など部分的な利用も含め、その利用方法について今後調査・検討していきたいと考えております。

（2）の浜田・須賀地区の新規の漁業担い手の獲得や企業参入による活性化策についてでございますが、現在、浜田・須賀地区におきまして、塩竈市漁業協同組合に29名の方が組合員として加入して、養殖カキやワカメの生産を中心とした漁業経営を行っております。組合員の皆様は、東日本大震災からの復興に向けまして日々努力をしているところであります。

ただいま櫻井議員御提案の担い手獲得や企業参入による漁業の活性化を図ることについてでございますが、現在観光振興の一環として実施をしております漁業体験ツアー等を活用しながら、漁業への魅力を感じてもらい、興味を持ってもらうことで、将来的な担い手獲得につなげられないか、検討していきたいと考えております。また、企業参入につきましては、地元漁業協同組合や地元漁業者の意見も聞きながら慎重に進める必要があり、相当の時間を要するものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

（3）の農地中間管理機構についてであります。昨年度から制度が開始された農地中間管理事業によって、本町では3名の農家が1.6ヘクタールの貸付を行っております。今後もこの事業を活用して担い手へ農地の集積を図ることは、農家の高齢化、あるいは担い手不足の課題解決に向けた有効な手段であると考えているところであります。

御質問の①の農業生産法人の設立についてでございますが、地域の農業の維持発展が期待され、継続的な運営が可能であることから、現在町内の任意団体におきまして法人化の検討を始めようとする動きがありますので、JA仙台、県、仙台農業改良普及センターと連携して、法人設立に向けた支援を進めることといたしております。

次に、②の企業参入等による6次産業化の取り組みについてでございますが、地域農業の活性化に加えまして、新たな雇用者の創出の機会が見込まれ、新しい農業の形として前向きに調査研究してまいりたいと考えております。

③の農家への聞き取り調査につきましては、アンケート調査段階等では農家の皆様の本音を聞くことは難しいと思いますので、担い手となる認定農業者、あるいは農業経営体、さらに高齢化や担い手不足が課題となっている農家の方々から直接実情や要望の聞き取りを行いまして、JA仙台や関係機関と連携を図りながら今後の農業行政に反映させていきたいと考えております。

第2点目の蓄光素材を活用した減災、防災の取り組みについてであります。①と②につきましては関連がありますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

本町では、指定避難場所等の表示看板に、蓄光素材LB200を使用して設置しております。今後新たに整備する公共施設を避難場所等に指定する際には、表示看板を設置することになるわけですが、それぞれの施設の整備に合わせて進めてまいりたいと考えております。

なお、町では、蓄光研究会から、昨年2月に蓄光材を活用した安全・安心なまちづくりについてのプレゼンテーション、12月に利府光の道プロジェクト企画提案書について説明を受けておりますが、その説明に使用されている蓄光素材LB200で、今御質問いただきましたLB500Sについては性能等の把握もできておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。蓄光素材LB500Sの検証については、LB200との違いを確認するために、蓄光研究会の希望があれば検証箇所の提供についても相談していきたいと考えております。

（3）の利府町光の道プロジェクトによります安心・安全なまちづくりについてですが、昨年12月に説明を受けた際、蓄光研究会企画提案書では、LED照明と蓄光素材を組み合わせ光の道をつくり出すものとなっております。蓄光素材のみで事業を完成させることは大変難しいと思われ、また、事業費も多額となるわけであり、議員御提案の新夜間災害時避難誘導システムを整備するとなると、全町にある避難場所が対象となり、仮に避難場所などに限定したとしても多額の事業費をどうするかが課題となります。また、広く普及させるためにもコスト面の検討は重要でありますので、事業実施の可能性については引き続き検討する必要があると考えております。

なお、蓄光研究会のホームページにおいて、利府町の指定避難場所表示看板の設置状況など紹介されており、既に情報発信されているものと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。

櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） それでは、1番目の第1次産業振興対策の（1）林業についてですが、ただいま答弁をいただきまして、利用法を調査・検討したいということですが、国の法律によつての定めがあります。先ほど町長が答弁で申し上げましたが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、平成22年であります。施行されています。それを受けて、宮城県では宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針、それを受けて利府町においてもこの利用促進に関する方針を定めております。

先ほど町長が答弁しているように、町民に安らぎとぬくもりがある健康的で快適な公共空間

というふうの方針の目的にありますので、今後整備される文化複合施設並びに学校等につきまして、ある一部についてこの町内で製材された木材を使用するというのが、この方針に多分うたわれていると思いますので、その辺についてどのような方向性を持って今現在考えているのか。これから建設されるので、これから調査とかいろいろしなくてはならないんですけども、今の現時点でこの県産材、いわゆるせっきく町内で製材されている会社がありますので、震災前からかなりこの製材所については2市3町で廃業する会社が多くあります。大きな多賀城の遠藤木材とか、いろいろ今廃業状態になっておまして、頑張ってこの木材に関して利府町の中で製材をされている製材所がありますので、地元で製材された部分をこの公共的な施設にぜひとも使って、産業振興並びに町民や来場者の心のぬくもりというものもしっかりと考えていかなければならない施策というふうに思いますが、いかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長、答弁願います。

○産業振興課長（伊藤 智君） 17番 櫻井正人議員の御質問にお答えいたします。

公共施設の県産材の使用についてですけれども、今回利府町で定めておりますこの方針に基づきまして、各部署に対しまして公共施設を建てる場合はなるべく県産材を使ってほしいというふうなことをお願いしております。公共施設ですと、大きい施設になるとやはり木造で建てるというのは難しいところもございますので、その場合は内壁とか、部屋とか、または椅子、机、棚、そういうものに関しても使えることとなりますので、なるべく木質系のものを使っていただけるようにということでお願いしてございます。それを使いますと、県産材を使いますと、県から補助金が出るという制度もございますので、それらも考えながら、なるべく木質系の県産材を使っていただくということでお願いしている状況でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） この法律に基づいて補助金もおけるということでありますけれども、文化複合施設等いろんな施設にこの町内で製材された木材を全て使うとコスト的には高くなるという事例もありますので、やはり全てが木材ではなくて、やはり一部、例えば図書館とか、来場者が集まるような憩いの場所、そういうところに木のぬくもりを与えてやるというのもやはり行政のやり方ではないかなというふうに思います。

それから、もう1つですが、この建築基準の法律の中で、不特定多数の来場者、文化複合施設なり、これから建設されるような施設があると思いますけれども、耐火剤の注入をしなければ使ってはならないというような基準があると思うんですけども、現在町のほうではこの方針に基づいて、ただ製材された板や柱を使うのではなくて、その辺の基準というものもどこま

で把握しているのか、お伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長、答弁願います。

○政策課長（折笠浩幸君） 17番 櫻井議員の再質問にお答えします。

例として文化複合施設の図書館ということで、先般の吉田議員の質問のときにも町長答弁しておりますが、県産木材のそういった交付金も活用してということで一応考えております。

その耐火的な内容になってきますと、今把握している内容では、地元の製材所さんはちょっと無理なのかなと。どうしてもその耐火的な薬液注入なり、そういったものも必要になってきます。ただ、まだ時間的には来年とかという話ではないので、それまでにその辺の設備を整えていただければ、そういったものに持ってこられるのかなと。そういうことで、木造のほうの主要な構造物、柱とかも木造でできるようになっていますので、そういったことで耐火的なものも含めて発注することも可能ですので、その辺、製材所さんのほうにもう少し力をつけてもらうというか、そういったことも考えてほしいと思っています。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 今、地元の製材所では無理というふうになっておりますけれども、1カ所、1件、この耐火剤を使用しないと建築は無理という事案があったそうです。この耐火剤を注入してやれる場所が秋田県に1カ所しかないということで、材料を運んで乾燥して注入して、また乾燥して持ってくるというふうな工程を踏まなきゃならないので、かなりコスト的には高くなるということで、果たして仮に文化複合施設なりいろんな公共的な部分にやったとしても、コストが高くなればある程度考えなくてはならないのではないかなという状況になっているということで、ですからその施設の中でこの耐火剤をやらなくても建築基準法で使える箇所があるならば、これから調査研究をして使う。

それと、もし仮にこの秋田の工場で耐火剤を幹注しても採算でできるようなそういうやり方があれば、今後1年後、2年後ではありませんので、少し調査研究をすべきというふうに思いますが、当局は。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

ただいま議員からありますように、主要なその構造体にかかわる内壁材とか、腰板とか、備品類、図書棚とか、そういったことでは参入はしてこられるのかなと思います。また、今現在だと、今議員から言われたように秋田の製材所での薬液というものもありますけれども、その

辺の手法につきましては一応現行制度としては下請という制度もありますので、そういったことでもし対応ができればその辺は対応できるのではと思っております。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） そうしますと、せっかくのこの法律に基づいた利府町での方針というものを打ち出しておりますので、何とか地元で製材された木材の使用というのはやはり経済効果並びに人間の心のぬくもりというのもやはり大切なものですから、ぜひともこれについて調査研究し、なるべくというか、使用できるような形に持っていけるように調査研究していただきたいというふうに指摘をしておきます。

それでは、2番目の漁業に移ります。

答弁では、この漁業体験ツアーを活用しながら担い手確保につなげられないか検討するというところでございますが、私はこの漁業の部分に質問いたしました、かなり難しい問題であります。年々漁業者、担い手が少なくなり、そしてまた、どうしてこの漁場を継続的、持続的にこれからもやっていくかというのが、私はこの出し手の自分自身でこれだというものはありません。ですから、今回答弁を見ながら、この漁業に関して、漁業者の担い手の育成について議論をしていかなければならないなというふうには思っています。

それで、この漁業体験ツアーということで、これはどこでもやっていると思うんですけども、これを体験だけに終わらせるのではなくて、滞在型ということで暮らしていただいて漁場の浜田・須賀地区のよさというものをわかっていただくような手法もあると。現在、農業や林業についても、ある程度のコンサル会社、コンサル会社は余り私は知識ないんですけども、そういう方々が入って全国から呼び寄せて、それで滞在型で暮らしていただいて、よければそこに定住していただくというようなシステムもあります。

この間テレビであったのが、20人の山村にきた方がいろいろ滞在型やりまして、最終的に残ったのが2名ということで、現在も暮らしているという事例があります。全てが皆そこに滞在するわけではありませんけれども、やはりこの活性化や担い手や人が集まる場所という確保という意味で、さまざまなプロジェクトが組み立てられていると思いますけれども、やはり視点を変えてただ体験でさようならじゃなくて、やはりこの漁場を小さいけれども活性化していこうかというような全国的に発信をしていく。そういう施策も大切ではないかなというふうには考えますが、いかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今回、漁業体験を行うことで担い手の確保ができないかということで、お答えいたしました。これは石巻のほうの桃浦地区ですか。あそこ、水産特区とかもやっているところなんですけれども、やはりその地区も今回の震災で担い手の方がまずいなくなってきた。高齢化がやってきた。そして、震災によって船舶や漁具も流されてしまったということで、それについていろいろな復興策がとられておまして、その中で大学と住民との共同の話し合う場がございまして、その中でその漁業体験を通じて若者の人たちの担い手を連れてこられないかということがございまして、「あ、こういうやり方もあるんだ」と。それを見習って、この町でも、我が町でもこういうことができるんじゃないかということで、今回御提案したところです。

実際、桃浦地区のほうでも、20数名の方が参加して、そして最終的には数名の方がやはり漁業をやってみたいというような答えがあったそうですけれども、あそここの地区は震災で危険区域に入っていますので、そこには住めませんでしたということで、残念ながら別の場所で就業したというふうには聞いております。ですので、それらのケースをちょっと調査研究しながら、利府町にも何かそこが使えるところがないかなどをこれから調査研究していきたいと思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 沿岸沿いで被害があった町、市については、いろいろ模索しながら発想の転換をしながら獲得に向けていろいろな事業をしていると思います。本町においても、せっかくの漁港が2つありますので、いろんな先進的な部分とか、今現在取り組んでいる部分とか、そういうふうなことを調査をしながら、利府町に合った取り組み方というのが必ずあると思いますので、それを模索しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

企業参入については、これはかなり難しい。特区をとっても果たして企業が採算ベースに乗れるのか。例えば、来ても採算ベースに乗れなければ撤退してしまうというリスクも背負っていかなければなりませんので、これはある程度の今言った体験なり、滞在型、要するにきちっとした形の中で、その中に企業が何らかの手助けができないかというものを融合させたような取り組みというのが必要になってくると思いますので、全て企業にお任せするという考えではなくて、企業のやれるところのよさというものを引き出す部分も大切ではないかなというふうに思いますが、現在の考え、長期的になると思いますけれども、今の課長の考え方ではどのような方向性を持っているのか、お伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

漁業を活性化するためには、企業との連携も必要ではないかということなんですけれども、やはり漁業を活性化するためには、まず雇用と安定した所得というのが第一条件になると思います。漁業者というのはやはり漁業をすることは得意ですけれども、その以降ですよ。加工とか販売、PRというのはやはりなかなか難しいところもございますので、そういうことを考えますと将来的にはやはり企業さんの力をかりて行う部分も必要なところも出てくるとは思います。それらを考えながら、まずは今の漁業を何とか復活させて、担い手の方をまず立ち上げてというところから始まって、将来的にはそこまで考えていければなというふうには考えております。今後研究してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 農業、漁業で第6次産業の取り組みということでありますけれども、今漁業についてもやはり海産物をとってきてただ売るだけではなくて、そこに中間的な加工、そしてまた、今言ってしまうと農業のほうで言うことがなくなってしまうんですけれども、やはりただとってきて売るだけではなくて、そこに付加価値をつけるというのがこれからの第1次産業のあり方、産業振興のあり方だというふうに思いますので、漁業についてもそういう調査研究は今後していくべきだというふうに思っております。

それでは、（3）の農業に移ります。

まず、答弁では農業生産の法人の設立ということですが、冒頭、質問通告には農地バンクということで利府町の保有面積、個々の保有面積はかなり小さいわけでありまして。大規模農家が少ないわけで、今後この農業政策を行う上でこの農地バンク、農地中間管理機構というものはかなり有効な手段ではないかなというふうに思いますが、2割にとどまったということで、農水省が、この低迷した要はその原因について、借り手の需要は旺盛なのに、貸し出し農家が少なく、農地の供給がふえなかったということで、長い間耕地を、自分の水田を耕し、それが仮に体もしくは農業機械の故障、使えなくなったというような案件で貸すのであれば、それも考えるんですけれども、今の現在の時点で農地の貸し借りをやるにはかなり難しい。

昔から高齢者の方々は農地を貸すと後でとられるぞというような感覚がまだ根づいているので、それを払拭をどうやってやるかというふうな対策が必要ではないかなと。それは③の聞き取りというふうな部分にも絡んでくると思うんですけれども、その農水省がこの低迷したのは周知不足に加え、制度利用を働きかける意欲が機構役員に欠けていたということで新聞に指摘が載っております。同じ身内同士での何ですが、かなり数字的な部分で低迷した。なので、こ

ういうふうな文言が出てきたのかなというふうに思います。

この農地中間管理機構について、町として農政局からどのような形でおりにてきたのか。農政局だけでやったのか、それともJAや町のほうにおりにてきて、一緒に手伝っていただけませんかというふうな内容でおりにてきたのか、まずこれからお聞きしたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

農地中間管理機構の業務に関しましては、もちろん最初は東北農政局のほうから町のほうへ相談という形でまずは来まして、そこから手続の仕方、あと手法、そしてどういう方が対象になるのかなど、それらについて調査とか、検討をしていただけるようにということで、まずは始まっております。それから、始まりまして、それが始まったのが若干遅いんですね。去年から始まったんですけれども、中間ころから始まっているので、国で目標としました数値というのが大変多い数値だったので、途中から始まったので期間が短かったということもあって、なかなか達成ができなかったというのが現状であります。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 達成できないのは当たり前ですよ。始まるのも遅いし、基本的な考え方で農家と一番接するのは町やJAであります。それをある程度外視してこういう地域の中に入っていかななくてはならないような施策を何の手だてもなくてやっているから、こういうことになる。しっかりとした施策をして町やJAにおろせば、もう少し予約的な部分も農家の人が出たかもしれません。でも、今の現時点でまた田んぼをつくれるというような方々が多い場合は、この数値が下がるのは当たり前ですね。ですから、せっぱ詰まる前にそれを予約というか、入りますよというようなシステムも必要になってくるわけで、やりませんかじゃなくて、そのやり方が段取りもちよっと悪かったんじゃないかなというふうに思っています。ですから、今後町とJAと協議して連携を組んで、やはりこれを確立するためのいろんな考え方、それは今後話し合っていかなければならないというふうに思います。

それから、もう1つでありますけれども、山形県で農政局と市町村との意見交換会ありましたが、文言のわかりづらさを是正しなさいということで、山形の各首長から出ております。私をはがき来まして、ならし対策に加入しますか、しませんかというはがきがぼんと来ましてのすけれども、中身を見ても全くわけわかりません。私は半前農家で畑を自家でつくっているにもかかわらず、登録しているから来たと思うんですけれども、やはりこういうチェックをして、販売する農家なのか、自家消費なのかというやつもしっかりとしたデータもなしに送って

くるから、こういうわからないようなはがきが来るわけですね。げたとならし対策というふうにあります、このはがきでありますけれども、げた対策というのは畑作物の直接支払い交付金が正式名称で、海外との格差、畑作物の格差を埋めるためにげたをはかせる意味からげた対策と呼ばれている。ならし対策、収入減少影響緩和対策、何を言っているかわからないですけれども、ああいうふうにならしをするわけでならし対策ということで、今回農政転換で農業型直接支払い制度、これは民主党時代の何でしたっけ、戸別所得補償制度でしたか。それが変わってこの収入減少影響緩和策というものになりました。違う、違う。日本型直接支払い制度。それから、農地中間管理機構、これについても本来であれば農地対策機構とか、農地対策事業とかというふうな文言であれば誰でもわかる。ああ、農地の貸し借りかと。何で中間管理機構と言うのか、わけわからないような文言であります。これが官僚だけわかって農家自身がわからなければ、この事業は進まないというのは当たり前の話です。

農政局長でありますけれども、言葉が難解すぎて自分たちでわかるための言葉であって、今後そういう言葉についてはわかりやすい言葉に是正していくということです。ですから、いろんな会議があった場合に、せっかく農家が協力していかなければならない事案でありますので、農政局なりにこの文言の訂正という部分がある会議とかいろいろあった場合にはやはり指摘をするべきだなというふうに、これをやらないとまた頭ぐちゃぐちゃになって、何の政策だかわからなくなるという感じがありますので、その辺は農政局に申し入れをするべきかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今、農政局のお話が出ましたけれども、その市町村長との農政局の山形であったやつは、ここの4月に宮城でもございました。そのときには、うちの副町長が出席して意見を言っております。もちろんその中でもやはり皆さんの中から出たのは、農政の制度が変わり過ぎてよくわからない。言葉も全然わからないということがよく出ております。今回、はがきが来たという話もありましたけれども、ならしとかというはがきが来ていると思うんですけれども、それも結構我が課のほうには「これは何なんだ」ということで、何回もはがきの中身について御説明している状況です、今も。このはがきについても、町のほうには全然相談もなく、ただ出したみたいで、大変こちらとしても困惑している状況でございます。

この言葉や何か、制度なんかですね、変わり過ぎてわからない部分が大変多いですので、農政局との会議や何かありましたら、その都度その場でいろいろその中身についてわかりやすい

ものにしていただくように要望していきたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。質問の趣旨を端的にお願いします。

○17番（櫻井正人君） はい。そのような状況ですので、しっかりと要望をやってわかりやすいような文言でやるようにどうか指摘をしていただきたいと思います。

それでは、法人対策でありますけれども、現在利府町に転作組合はありますけれども、その転作組合から今後法人に向けていけばなというふうな感じがありますけれども、今月の26日にJAで法人設立のための会議があります。その中でいろんな対策がなされるというふうに思いますけれども、やはり今現在のそういう組合がつくっているのも、それを移行して法人にできないかというふうな考え、感覚を持っているんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今、利府地区転作組合というところが町の集団転作の作業をしていただいております。その方たちの中で、やはりこのまま転作組合だけやっているのではもったいないということで、これにいろいろと集積事業や作業受委託なんかも入れまして法人化できないかということで、今検討している状況ですので、町としてもJAさんとか、普及所さんと連携して、どういうふうに立ち上げていこうかということで今検討しているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 長い間、この法人をつくらないと利府の農業は持続可能ではできないのではないかということが言われております。ここに来てやっとTPPの関係もありますけれども、法人をつくらないと足腰の強い農業ができないというふうな、やっとそういうふうになってきたと思います。JAでもやっと重い腰を上げて今回法人の設立のための協議会というふうな部分が立ち上がるわけでありまして、それについて町としてもしっかりとして共同で動くようにしていただければなというふうに思います。

それでは、企業参入であります。何か業務などの企業参入がないとやっていかれないのかというような感覚になりますけれども、やはりこれから農業を存続していくための手段として、イオンについては、ジャスコですね。この11ヘクタールを借り受けて米の生産に乗り出すというふうな事業に取り組んでいます。いろんな建設会社も農業に参入したいというふうな部分もありますので、これはこの法人化とさまざまな企業と少し混ぜて合わせた全てが企業というふうな感じでは、いろんな面で採算合わなければ撤収されると困りますので、やはりそれをどこま

で融合させていくかというふうな部分の取り組みも必要になってくるというふうに思いますが、この企業参入について、実際こんなような面積を持って自分で会社が米をつくって売るといふような状況になっておりますので、その辺、町の考え方ですね。これもJAと協議していかないといけない部分があると思うんですけれども、そういうふうな発想の転換をした取り組みも必要になってくると思いますが、いかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

企業参入ということですが、農業者と企業がうまく手を組んで農業を続けていくということが大切なのかと思います。国のほうでも、やはり企業というのはこの担い手の1つだといふふうにも言っております。ですので、手の組み方とか、やり方とか、それぞれあると思いますけれども、それらをうまく組み合わせれば、新しい農業の姿が生まれるのではないかと思いますので、今後研究してまいりたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） これは次の6次産業化にもかかわってくることなので、農家はものをつくるプロで、中間の第2次産業は加工するプロ、それから第3次産業はその加工した部分を買うバイヤー、プロという3つが初めて融合されて第6次産業というふうになりますので、これまで例えばキュウリ3本50円で売ったのが、加工してやった場合に、それを売る第3次産業のプロの売り方になれば、今までの金額よりも多く農家の懐に入ってくると。要は、お金が入らなければ事業をする意味がありませんので、ボランティアではありませんので、その面をしっかりとつくっていくというふうにやっていかなければ、今後農業はつくって売だけでは衰退してしまうだろうというふうに考えております。

実はこの6次産業化の中でこの3つが1つになるというプロジェクトについても、企業もいろんな経験者とか、そういうものの聞き取りも共同でやる部分が出てくると思います。この間、第3次のこの売るほうのバイヤー、プロに聞きましたら、地産地消ではこれから農家にはお金入りませんよと、地産外消だと。ここでつくったものを、地産地消もいいんですけども、それを東京なり、首都圏の物価の高いところに付加価値をつけて売ってやる。それで、その中で金額を上げてこちらに戻すというような取り組みがありますので、その辺は町としてもしっかりと研究していくべきかなというふうに思います。

それから、③の調査でありますけれども、答弁の中で全て調査していくというふうに答えておりますので、これについてはこれまでペーパーでいろんな内容を農家にやって、書き方も複

雑ですし、果たして農家の実際の気持ちがあったのかというふうな部分があると大変疑問であります。ですから、やはり町や農協が直接出向いて、今の現状はどうか、今後どうするのか、貸すのか貸さないのか、機械壊れたらやめるのか、やめても誰もいない。そういう話もどんどん出てくると思うんですよね。やはりそういうことをしっかりと聞き取って調査して分析して、次にまた進むというようなやり方が一番いいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

地域の農業者の方に直接聞いて、それを農業の施策に反映させていけばいいんじゃないかということでございます。我々もやはりペーパーだけ、生の声を聞くことによって、皆さんの本当の農業の姿というのが見えてくると思いますので、今後はその今までは貸し手ですか、受けるほうの方々とはよく会話はあるんですけれども、出すほうの人の会話が余りなかったので、今後はその出し手のほうの方々の意見を聞けるような場所をつくりながら、地域の農業委員さんとか、実行組合長さんの助言をもらいながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） やはり足と心で今の農家の現状というものをしっかりとつかんで、そこからまた進んでいっていただければなというふうに思います。

それでは、2番目の蓄光素材を活用した減災、防災ということで、1番目の（1）、（2）一緒でありますけれども、現在、設置されているのがロングブライト200ということでありま。これから調査研究を重ねて今LB500Sということで、これまでの200についてはものの輪郭まで確認できるというような発光力でありましたけれども、今回500Sにつきましては、明るくはっきり見えるということで、公的機関に依頼し性能を調査しまして、高輝度蓄光塗装膜ということでお墨つきをいただいているというような今の状況でございます。ですから、これは……。

その前に、この蓄光研究会、2008年に設立されましたけれども、今現在6月、今月6月に法人化の設立がされております。会社になりましたので、今までの蓄光研究会ということの対応と、今回法人化された部分で町としても対応が今後変わってくるのかなというふうに思いますが、その対応についてこれからどのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 17番 櫻井正人議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど櫻井議員からお話のありました蓄光研究会から今月法人化されたというお話でございますが、そちらにつきましては現在LB200での実績はあるものの、御提案のLB500Sの部分の実態がまだ明確なものになっておりませんので、その辺の取り扱いについてまだ判断しかねるという状況にありますことから、その法人化に対する支援なりという部分につきましては、今後もう少し見定めていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 支援ではなくて、やはり会社ですから、そこにやってもらうということで、箇所を設定して会社、今まで実績があるものですから、全部じゃなくて1カ所暗いところを設定して、そこにその会社が塗りかえをする。これはリサイクルも兼ねておりますので、新しく設置するというのでは経費もかかりますので、ですから町に補助金、助成金補正とかというのじゃなくて、やはりこの会社が場所を町で提供して、そこから調査を始めるということが一番いい流れなのかなというふうに思いますので、場所の選定等について、あとはいろいろ研究していくということで、夜まで研究しなくてはならないので、会社のほうで写真撮るなり、それを実際持ってきてもらって検討するというような流れが一番いいのかなというので、今後とも調査研究のほうをしていかなきゃならないというふうに思っています。

それから、2番目、この事業でありますけれども、やはり今回浜田・須賀の避難路を今整備しておりますので、そこに目標として今すぐやれじゃなくて、やはりいろいろな状況を見なくてはなりませんので、この蓄光板なり、誘導するものですね。これを今後検討して行って、やはり減災の意味合いから、震災で被災した後の地区について、このような取り組みをしているんだというふうな部分ありますので、今後検討材料にしていかなければならないのではないかなというふうに思います。そこからまた広がっていく部分もありますので、すぐおいおい復興の予算でできるような案件でもありませんので、やはりある程度落ちついたらこの辺に着手していくべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

現在、浜田・須賀地区を中心に復興事業進められているところでございますが、避難看板等の設置につきましても有効なものというふうなことで、各自治体のほうでかなり興味を持っているというふうなお話も聞いておりますので、そういった部分につきましても今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 3番目に移ります。

各自治体に先駆けてというふうに質問しておりますけれども、答弁では蓄光研究会のホームページで町の避難看板ですね、紹介されているということでもありますけれども、現在も亘理町に2カ所看板設置しております。南三陸町の志津川にも9、七ヶ浜の亦楽小学校の前にあります。この今プレゼンテーションして、利府町だけではなくて、いろんな箇所にこの看板があります。この看板を現在設置しているんですけれども、仙台市でもこのプレゼンテーションをしたときに、研究会のときにプレゼンテーションしたときに、やはり実際に発信したいということで、七ヶ浜のほうも発信したいということで、今現在ちょっと待ってくれと。やはり利府町に設立された会社でありますので、利府町から発信していくべきだということの意味合いから、やはり一番最初にこの利府町から発信すべきだというふうに考えております。

ですから、このホームページではなくて、政策課なりでいろんな部分を考えながら、まずはこの利府町から発信すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（郷右近隆夫君） 政策課長、答弁願います。

○政策課長（折笠浩幸君） お答えします。

その新しい会社のその事業なりにかかわる発信というのは、ある程度踏み込んでいけないところもあるのかなとは思いますが。行政としては。ただ、その避難誘導システムとか、そういった融合という形では、町長も申し上げたとおり、事業費、費用面とコスト、耐用年数等、そういった検討が必要となるということで、今後その新たな形に設置された会社等ともう少し詳しくお話を聞いて、調査研究を行っていきたいと思っております。

ただ、この今融合というもう1点のほうのアート、アートに関しましては、議員の質問の中にもありましたけれども、復興庁からのグランプリ受賞があったと。また、それを受けて町では利府町文化芸術功績賞というその功績をたたえて表彰もしているというところでもあります。このようなことから、町としましてはいろんな機会を捉えまして、その内容を紹介を行ってきているというところでもあります。具体的には、答弁にもありましたけれども、既に蓄光研究会のホームページに町の避難所の看板等を掲載しておりまして、先ほど議員からもありましたように、その内容を見て県内数カ所の自治体でそういった使用もされているということがあります。また、昨日、河北美術展利府展というのが開催されておりますが、そこにも光のフォト展ということで、共催というか、町の主催なんですけど、このフォト展につきましては町の教育委員会のほうで併設の開催ということで、そういったこのイベントのほうも広く紹介しているということもあります。

また、先日、4番議員からも御質問ありましたけれども、9月に嵐のコンサートがあります。そこに企画ということで、すがわらじゅんいち様のほうからも何とかできないかということで企画書をいただいております。それは主催者のほうに伝えまして、主催者のほうでもその事務所のほうにこういう企画がありますよということは既に申し伝えはしております。なかなか興行というか、その部分との兼ね合いはありますけれども、何とかその被災地としてのこういう復興に結びつくようなイベント、イベントというか、アートの部分もありますので、何とかというお願いはしているところであります。

かなりハードルは高いということですが、引き続き機会を捉えて交渉していきたいと思えます。町のほうでは宮城スタジアムとかありますので、結構今後も大きなイベントがめじろ押しにあります。そういうところでこういった情報も強く伝えながら、その辺は全国発信に結びつけるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 櫻井正人君。

○17番（櫻井正人君） 最後に言おうかなと思ったことを全部言っていただけて、ありがとうございます。やはりしっかりと検証して、全国一安心・安全な町利府町ということで発信をしていていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で17番 櫻井正人君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

再開は13時00分とします。

午前 11時48分 休 憩

午後 0時57分 再 開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第 2号 継続費繰越計算書について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第3、**報告第2号継続費繰越計算書について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号継続費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第4、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第5 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第5、報告第4号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第6 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第6、報告第5号事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

日程第7 報告第6号 水道事業会計継続費繰越計算書について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第7、報告第6号水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号水道事業会計事業費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（郷右近隆夫君） 日程第8、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第9 議案第28号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（郷右近隆夫君） 日程第9、議案第28号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第28号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○議長（郷右近隆夫君） 日程第10、**議案第29号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第29号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第30号 平成27年度利府町一般会計補正予算

○議長（郷右近隆夫君） 日程第11、議案第30号平成27年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。8番 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） 25ページ、26ページ、2点質問させていただきます。

1点目は、25ページの2項1目道路維持費の中の13節委託料、これは沢乙1号線外舗装補修工事実施設計業務ということで1,100万円予算が計上されております。今議会で安田議員のほうからも一般質問の中で質問ありましたが、ちょっとよく聞き取れない面もありましたので、再度お伺いいたします。この委託の内容をまず一つお願いします。

次のページの26ページ、同じく2項2目道路新設改良費の中の、次のページね。26ページの13節委託料、これは高嶋交差点改良工事のところ430万、予算に計上されております。この点についての委託の内容、この点をお伺いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 当局、答弁願います。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 8番 阿部まさ子議員にお答えいたします。

沢乙1号線外舗装補修工事実施設計業務委託料の内容でございますが、内容としまして、交通量調査、舗装構成の決定、あと施工方法の検討、図面作成など、昨年実施した路面性状調査の結果を踏まえ、高嶋線と沢乙1号線の詳細設計を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（上野昭博君） 8番 阿部まさ子議員にお答えします。

高嶋交差点道路実施設計業務の内容といたしましては、平成22年度において交差点の詳細設計は終わっております。その中で、まだ用地測量が終わっていませんので、関係する用地を測量いたしまして進むこととなります。あと、内容としまして、路線測量、東日本大震災前に測量していますので、そのものの成果品と現地が突合するかもチェックする形となります。

以上であります。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） 今、説明いただきました。その内容の委託の調査の中で、交通量の調査ということに1つの調査項目がありますが、あとそれから舗装の確定ですか。特にその2点

についてちょっとお尋ねしたいんですが、この交通量の調査ということで、期間的にいつごろか、それからあとどういう状況でどういう内容のところを調査するのかという2点。

それからあと、舗装の決定ですか。舗装の構成、これもちょっともう少し詳しいところでお願いしたいと思います。（「政策……」の声あり）ちょっと待ってください。

それから、期間なんですが、いつごろ、大体いつから始まっていつごろ計画しているのかということですね。これが1項目。

2項目目、高嶋交差点なんですが、高嶋交差点はこれからいろいろともう一回調査するということと、それからあとこれからだと思うんですが、ここも一応実施設計調査委託ということになっているので、計画的にいつごろその実施の施行の予定を考えているのか。

それから、ここはもう少し行きますと、どちらもそうなんですが、非常に混雑する道路なんですね、この道路はね。それで、その点で信号機を改修するときの混雑状況ですが、歩行者の安全とか、そういうことをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長、答弁願います。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 8番 阿部議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の沢乙1号、それから高嶋線の道路補修の業務委託の件でございます。

まず、交通量調査についてでございますけれども、日常何台通るのか、そしてその車両の種類、大型なのか、普通なのか、その辺まで詳細に調査する。第一の目的は交通量が幾らあるか、通過車両が幾らあるかというのが目的でございます。

それから、舗装の構成ということでございますが、昨年実施しました路面調査に基づきましてこれから実施設計を行うわけですけれども、昨年の調査の結果ですと、まず高嶋線につきましては、下層路盤が20センチ、それから上層の舗装が23センチということで、43センチの舗装厚でした。それを新たな工法で、舗装厚は43センチのままなんですけれども、上層の舗装を3層に分けて、いわゆるコンクリートとかそういうのも入れて、よりかたい層にして仕上げるといことで、新たな舗装構成で沢乙1号、高嶋線とも考えております。

それから、いつからということでございますけれども、この予算をお認めいただいたら、契約業務を発注しまして、なるべく早い時期に委託業務を始めたいと思います。

それから、交差点改良のほうの業務委託ですけれども、これもいつからということでございますが、答えは同じで、予算を認めていただいたら契約業務に入りまして、早期の発注に努めていきたいというふうに考えております。

それから、工事の際の混雑と信号機の関係、これにつきましてはさきおとといですか、1番

議員の御質問にお答えしましたとおり、渋滞緩和策として、前もっていろいろPRしていくということと、あと迂回の案内ですか、そういう依頼も掲示しまして、渋滞の緩和策を図っていきたいと思います。

あと信号機ですか。信号機の渋滞の対応ということでございますけれども、これにつきましても詳細、実施設計の中で交通量調査、その辺も踏まえましてこれから業務を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 阿部まさ子君。

○8番（阿部まさ子君） 最初の沢乙1号線、特に沢乙1号線のほうなんですが、民家が多いところで、振動で安眠妨害なり、頭が痛いとか、そういう苦情があるところが部分的にあるんですが、その道路の改修に至っては、そういうところを重点的にまず早くすべきだと思いますが、その点お伺いします。

もう1つは、いずれにしてもここは沢乙地区なので、道路にしても信号機にしても、住民の皆様との協力がなくスムーズにいかないのでは、丁寧な説明が必要だと思います。その点について少し御説明お願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 8番議員の御質問にお答えします。

まず、住宅の張りついているところから優先的にということでございますが、町としてもそういうふうな考え方で住宅に隣接している路線について早期に発注していきたいというふうに考えております。

それから、住民に対する説明と、協力を得られないんじゃないかということでございますので、住民に対してチラシ等を配布しまして周知した上で工事に入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに質疑ありませんか。10番 吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） それでは、まず、6ページ、社会資本整備総合交付金のほうですね、の中で、新砂押迎東浦線道路改良事業費交付金というものが減額されております。かわりに道路事業債ということで確保されているんですけれども、実際ちょっと社会資本整備総合交付金につきまして一般質問でもお尋ねしたんですが、厳しくなっているということでこの減額の理由ですね、お尋ねしたいと思います。

次に、16ページをお願いします。

こちらが企画総務費の中の貸付金、ふるさと融資事業貸付金1億5,000万円なんですけれども、医療法人への貸し付けということで説明をいただいております。町内での移転事業に対する貸し付けということで、こちら事業の全体の概要ですね。例えば現在地から移転先はどこで、建物の規模はどれくらいで、あと工期もどれくらいでというような事業の概要ですね、お示しいただければと思っております。

3点目が、22ページです。

清掃総務費の中の負担金、新斎場建設事業費1,450万円の増なんですけれども、これは3月予算のときに斎場建設に対する積立金というような説明をいただいております。確定ということで約1.5倍程度まで上がるということなんです、これ実際組合側の基金計画どのようなものになっているのか、どのようなものになったのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（上野昭博君） 10番 吉田議員にお答えします。

新砂押迎線道路改良事業の交付金が減額された理由といたしましては、当初予算計上した際には、補助対象事業費2億1,300万、補助率55%なんですけれども、国庫金に対して1億1,415万計上させていただきましたけれども、今般国の内示がありまして、補助対象事業費が1億2,155万3,000円、国庫金ですと6,685万4,000円しか認められなかったということによるものです。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 政策班長、答弁願います。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、お答えいたします。

宮田利府クリニックの移転に係る融資の関係でございますけれども、宮田利府クリニックの場所が御承知のとおり区画整理事業ということで移転という形になります。場所につきましては、現在の利府仙台ロイヤルケアセンターの裏手側といいますか、南側といいますか、そちらのほうに保留地を確保して移転するという形になります。その敷地についても、今回の現行の大きさに比べると約1.5倍ほどの規模に増築という形になります。工事のほうは恐らく来月、今は造成という形になっておりますけれども、これから建設工事に本格的に入っていくということで、来年の2月あたりまで完成させたいというような病院の意向でございます。来年度の28年度4月に新しい病院としてオープンするというような形でございます。

現行、今、医師が宮田院長先生が3月をもって勇退をされまして、今度新しい先生、偶然なんですけれども同じ宮田先生という後輩といますか、お知り合いのお医者さんのほうに託すということで、それに加えてまして医師も2人ふやすということで、全員で3名の体制ということになります。主にこれまでは透析外来が主でございましたけれども、こちらのほうもベッド数を34から50にふやすというような計画でございます。また、これまでは外来についてはどちらかというとその透析患者さんのみを診療してきたというきらいがありますけれども、これからは新築にあわせてそれも拡大して、一般の住民の方々、そういった方々にも広く利用していただくということで考えていらっしゃるということで、町としても医療機関が、地域医療が充実するというようなことから、今回ふるさと財団の支援も受けまして融資という形になったところでございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 3点目、環境生活班長、答弁願います。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） お答えいたします。

22ページ、新斎場の関係でございますが、当初予算におきましては58万8,000円ということで、新斎場の積立金ということで計上しておりましたが、このたび5月に現地測量が実施されたということで、斎場建設に向けて進捗状況に応じて予算化するというので、補正対応ということになっております。内容につきましては、今回あげましたものは、建設設備関係の基本設計料と、もう1つが環境調査ということで環境アセスの調査費用ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 再質問、吉田裕哉君。

○10番（吉田裕哉君） それでは、再質問、簡単にお尋ねします。

6,000、7,000万円ほどしか認められなかったという6ページの道路改良事業費交付金なんですけれども、その減額の認められなかった理由をお尋ねしておりますので、ぜひ答弁いただきたいなと思っております。

2点目、16ページのほうですけれども、これ、震災のときもそうでしたが、あちらの医療法人、地域に本町にとってはなくてはならないところですので、このふるさと財団の融資ですね、有効に活用していただけるものになるのかなと考えております。ただ、この事業貸し付けの条件の1つに、新たに町内での新規雇用5人以上見込めるというような条件もあったと思うんですが、その辺の見込みも大丈夫だとは思いますが、一応雇用の見込みですね。あと、そ

の他の条件の見込みをお尋ねしたいと思います。

斎場のほうは、今後も基本設計と環境調査以外の事業によって、どんどん今後も本町分の負担として建設事業費として負担をしていくというようなことになるとは思うんですけども、その辺はまだ利府町ではどの程度まで把握しているでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 1点目、都市整備課長、答弁願います。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 10番 吉田議員の再質問にお答えします。

6ページの社会資本整備総合交付金の減額理由、新砂押の減額理由ということですが、認められなかった理由ということですが、国においても厳しい財政状況の中、国の予算の範囲内で各交付金を配分しております。その中で、利府町だけが認められなかったわけではなくて、この社総交のこの事業につきましては、ほぼ均一的に約60%の交付率になっているということで、認められなかったということではなくて、配分が少なかったということで御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 2点目、政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、再質問にお答えいたします。

雇用の関係でございますけれども、現在、今クリニックには48名雇っていらっしゃるということで承知しております。このうち今12名が町内の方というようなことで伺っておりまして、今後移転、新築して移転ということになりますと、そこでまたさらに5名以上町内から雇用を確保したいというようなことで確認をしております、今既に求人のほうも始まっているというように聞いております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 3点目、環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） お答えいたします。

新斎場建設に向けての事業でございますが、現在、先ほど言いました基本設計を計上しておりますが、今後実施設計等々、工事発注がなされるということですが、現在28年から30年まで全て終わらせるというような計画を持っております。そういった中で、全体工事費につきましては、今後実施設計なり、そういうもので徐々にわかっていくものということですが、斎場そのものの建設工事費並びに地域振興策とか、こういったものも今後考えられますので、そういったことがわかった場合には、議員さんのほうにはお示ししていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに質疑ありませんか。12番 羽川喜富君。

○12番（羽川喜富君） では、1点のみお願いします。

ページ数は26ページで第4目の中央公園の管理費、スポーツ振興課のほうだと思うんですけども、修繕費12万1,000円出ていますが、修繕の内容とこの修繕の時期を教えていただければと思うんですけども。

○議長（郷右近隆夫君） 都市……。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋三喜夫君） 12番 羽川議員の御質問にお答えします。

4目の中央公園管理費の修繕料でございますけれども、こちらにつきましては中央公園野球場3塁側のシャワーが壊れまして、4月なんですけど、当初10万ほど予算持っておりました。それで対応いたしまして、今後またさらに中央公園の修繕が必要な部分について今回補正をさせていただきますものでございます。工事は完了しております。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第30号平成27年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第31号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（郷右近隆夫君） 日程第12、議案第31号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第31号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第32号 財産の取得について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第13、**議案第32号財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。2番 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 済みません。今回の取得金額が3,300万円ということであっております。

これでもう用地の取得は全部終わったのかどうか、ちょっと今の進捗状況、埋設物の確認とかという話もありましたけれども、その辺もしわかっていれば教えてください。

○議長（郷右近隆夫君） 環境生活班長、答弁願います。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 2番 木村議員の御質問にお答えします。

現在、町営墓地の用地につきましては、仮契約中ということで、今回のせております議案が通った場合に本契約にかわるということになっております。

埋設物の状況でございますが、現在本調査ということで実施しておりまして、大体お盆くらいまでかかるということでございますが、若干須恵器というか、土器が少し出てきているというような状況でございます。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） これが通れば本契約ということなんですけれども、これで用地の取得は

全部終わりだというふうに確認してよろしいのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） お答えします。

用地取得については全て終わりということでございます。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第32号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第33号 副町長の選任について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第14、**議案第33号副町長の選任について**を議題とします。

副町長から発言の申し出がありますので、お許しします。

○副町長（伊藤三男君） ただいま上程されました案件につきましては、私事の案件でございます。

慣例でございますので、退席を許されるようにひとつ許可をお願いしたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） それでは、副町長の退席を認めます。

〔副町長 伊藤三男君 退場〕

○議長（郷右近隆夫君） 提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略いたします。

これより、議案第33号副町長の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、11番 永野 渉君、12番 羽川喜富君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（郷右近隆夫君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（郷右近隆夫君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

○議長（郷右近隆夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

11番 永野 渉君、12番 羽川喜富君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（郷右近隆夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第33号副町長の選任については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（郷右近隆夫君） 暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第34号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第15、議案第34号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略いたします。

これより、議案第34号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、14番 伊勢英昭君、15番 遠藤紀子君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（郷右近隆夫君） 念のため申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） なしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（郷右近隆夫君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

○議長（郷右近隆夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

14番 伊勢英昭君、15番 遠藤紀子君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（郷右近隆夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第34号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第16 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第16、議案第35号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより、議案第35号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

日程第17 請願第1号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書

○議長（郷右近隆夫君） 日程第17、請願第1号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書を議題とします。

本請願の紹介議員から内容の説明を求めます。7番 後藤 哲君。

○7番（後藤 哲君） 請願第1号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書。

請願者、在日本大韓国民団宮城県中央本部団長、田 炳 樽氏でございます。

紹介議員は、私、後藤 哲でございます。

在日韓国人を初めとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ、ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、貴議会に対し速やかな解決に向けた御協力を願い、以下のように請願する次第ですとありました。

今、国連は、世界各地に広がるヘイトスピーチに警戒感を強めています。昨年8月、日本政府に対しても法律で規制するよう勧告しました。

人種差別的な団体による暴力の扇動が広がっていると指摘したのです。日本でも収束の兆しが見えないヘイトスピーチ、その先には何があるのか。京都の朝鮮学校に娘が通っていた龍谷大学教授のキム・サンジョンさんは事件の後、学校を移転、子供たちは大きな音におびえるなど、今でも心に傷を負っていると言います。キムさんは、ヘイトスピーチが続く社会に大きな不安を感じております。デモを行う団体は活動がヘイトスピーチだと指摘されていることに対し、「私たちは人種差別主義者ではなく、怒れる被害主義者だ」などと回答しております。

一方、団体が特権だと主張している特別永住権について、法務省は歴史的経緯などを考慮して認められた在留資格で、特権ではないとしております。また、生活保護の優遇について、厚生労働省は、国籍を問わず同じ判断基準で支給をしているかどうか決めていて、優遇の事実はないとしております。

以上のことから、私は、人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を速やかに講じられるよう、請願書の紹介議員となりました。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 請願の説明を終わります。直ちに本請願の質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。5番 高久時男君。

○5番（高久時男君） ヘイトスピーチの問題なんですけれども、私もこの特定の国籍や人種に対してのヘイトスピーチは日本国民として非常に恥ずかしいですし、残念に思っている者でございます。しかしながら、その対処の方法として、請願者が要望している処罰する法律の制定については、憲法21条の集会、結社及び表現の自由に抵触するおそれがあります。

そこで質問なんです、現行の法律ではヘイトスピーチを防ぐことができないと考えておられるのでしょうか。日本の刑法では、特定の人物や特定団体に対する偏見に基づく差別的言動は、侮辱罪や名誉毀損罪の対象であります。差別的言動の被害が具体的になれば、脅迫罪や業務妨害罪の対象となりますし、差別行為が刑事罰法令に触れる場合は、処罰されることとなっております。また、民法上、不法行為が成立した場合、損害賠償責任が発生することとなっております。そういう状況では抑止にならないのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤 哲議員、答弁願います。

○7番（後藤 哲君） 右派系市民グループによるデモは年間100件以上行っていることから、今の法律のままでは抑止力もないと思われまして、悪くなくてもよくはないと思います。また、人種差別で虐待に近いのかな、1時間以上授業中に拡声器を使って主張、子供は全人類にとって宝でございます。その辺を考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 5番 高久時男君。

○5番（高久時男君） この請願にありますように、1つの事件があったのは、京都の朝鮮人学校、小学校ですかね。こちらのほうで、その隣接する公園をこの学校が不法占用しているということで、この在特会ですね。在日特権を許さない市民の会が街宣活動を行ったということです。これについては、京都地裁のほうで判決が出ておまして、街宣は人権差別等に該当し、違法として処罰しております。ここは民事なんですけれども、半径200メートル以内の街宣活動の禁止と1,226万円の賠償金の支払いを命じております。ここまでは民事です。これから刑事の処罰が入っているんですね。首謀者4人に対して、刑事事件として有罪判決が出ました。罪名は侮辱罪、威力業務妨害罪等で、これは禁固刑です。ちょっと何年とか、何カ月ってわからないんですけれども、禁固刑が出ているんですよ。刑罰で。執行猶予がついております。

このように、日本の現行法律下においても、こういった処罰が可能なわけですね。この判決が最終的に最高裁判所から差し戻されたのが約半年前なんですね。要するに、判決がもう最高裁で確定したということです。これが半年前なので、わりかしこれから抑止がきいてくるんじゃないかなと思いますし、現行のその刑法とか民事訴訟法とか、その辺の範囲内でもこれからどんどんこの範囲内で訴訟を行えば、有効に作用するんじゃないかと思うんですね。

この団体自体が大体見えていますと30代から40代の構成員で、そんなに資金力ないと思います。この1,226万という賠償金の命令、これも相当な痛手になると思いますし、とにかくこういうのをどんどん繰り返していけば、いずれ根絶するのではないかと思うんですね。

先ほども申しましたが、憲法、この12条ですか。あくまでもこの集会、結社及び表現の自由というものを標榜しておりますし、我が国は。ここですね、表現の自由イコール言論の自由なんですね。言論の自由というものは、我が国の民主主義の根幹でありますし、これに抵触するような安易な立法といいますか、そういったものはなるべく避けたいなと思うんですね。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 後藤議員、答弁願います。

○7番（後藤 哲君） 今、表現の自由云々と言われましたけれども、これは議場で私言うつもりはありませんでしたが、このヘイトスピーチの中で「韓国人は出ていけ。朝鮮人は全員締め出せ。国を移れ」、これがこういうことを言う方に申しわけございませんが、名誉とか、侮辱とか、もう私個人に関しては人間性は全くないと思っていますので、その辺了解していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） この問題は本当にデリケートな問題でして、我が国でももう小泉内閣の当時から人権擁護法案とかで、あと平成17年の段階で人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案というのも出しています。なかなかこれね、成立しないんですよ。何で成立しないかという、やはりそこなんですね。表現の自由イコール言論の自由というところに抵触しないかどうかというところで、ずっと悩んでいるところでございます。

差別語は人権侵害的な言動を規制する意図を背景に、人権擁護法案等でもろもろの検討がなされておりますけれども、この言論の自由に対する侵害の危険性、それと国家による言論統制の危険性、それと世論やメディアですね。そちらの行き過ぎた自己検閲の危険性などを考えますと、本当にこの法案の合憲性、内容の運用方法、あと制度の必要性や危険性などをめぐって議論が絶えないところでございます。

ですから、今ある、先ほども話しましたけれども、今ある法体系の中で厳格に運用すれば、いずれは根絶まで持っていけるんじゃないかと思うんですよ。やはりこの憲法12条、この言論の自由というものを余り侵したくはないなと思っているんですね。やはり我が国におけるこの言論の自由というのは、先ほども話しましたけれども、我が国の民主主義の根幹だと思いますので、この辺を慎重審議お願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 答えはいいんですか。（「はい」の声あり）はい。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので……。後藤議員、戻っていただいて。

質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本請願については、教育民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願書の請願は、教育民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18 議会活性化調査特別委員会中間報告の件

- 議長（郷右近隆夫君） 日程第18、**議会活性化調査特別委員会中間報告の件**を議題とします。

議会活性化調査特別委員長から、事件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会活性化調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化調査特別委員長の発言を許します。吉田議会活性化調査特別委員長。

- 議会活性化調査特別委員長（吉田裕哉君） それでは、議会活性化調査特別委員会の委員会中間報告を申し上げます。

中間報告でございますが、実質的には最終報告でございます。今後、先日行いました議会報告会の実施報告書を作成するという段取りが残されておりますが、これまでの2年間の最終報告という形で報告させていただきます。

まず、1、調査事件、議会活性化に関する取り組みについて。

2、調査期間、平成26年9月19日から平成27年5月29日までとしております。

3、前回中間報告（平成26年9月定例会）後の調査活動の経過ですが、これにつきましては表をごらんください。1ページから2ページ、3ページまで記載しております。

4ページのほうをごらんください。

4、調査活動の経過の概要ということで、本特別委員会は前回中間報告（平成26年9月定例会）後、これまで14回の会議を行ってきました。

24回から26回までの会議では、主に前回の議会報告会の実施報告書発行に関する協議と、議会改革の全般的な概要について調査・検討を行いました。

第27回の会議からは、今年度の議会報告会開催に向けた取り組みを実施し、また、議会改革検

討項目について調査・検討を行いました。また、その間、行政区長会議や視察などにも対応しております。

5、調査・検討の結果の概要ですが、こちら長いんですけれども、ぜひ読み上げさせていただきたいと思います。また、別紙として、後段に横組みで一覧表を記載しておりますので、掲載しておりますので、そちらも見ながら報告を聞いていただければと思います。

5、調査・検討結果の概要ということで、本委員会における活動は、下記のとおり、「議会報告会」と「議会改革」の2点に分けて行ってきました。詳細は下記のとおりです。

（1）議会報告会について

昨年7月7日から10日にかけて開催した議会報告会については、議会報告会実施報告書を作成し、11月14日に全町に回覧しました。また、今年度の議会報告会は、先月5月15日から17日にかけて開催しました。3回目となる今回は、昨年同様議員16名が4班に分かれ、16会場にて行いました。なお、前回までの検証を踏まえ、一部の会場を変更し、また、開催時間は土日の日中も含めた設定に変更して行いました。

3日間の参加者は、延べ149名、1会場平均9.3名の方に参加いただき、前回の136名より増加しています。どの会場におきましても、活発な意見交換が行われ、アンケート結果などからも報告会開催についておおむね肯定的な意見をいただいているところです。今後実施報告書を作成し、住民に報告を行っていきたいと考えております。

（2）議会改革について

議会改革全般については、まず議会改革検討項目を定め、その項目に基づき調査・検討・整理を行いました。主な概要は別紙、横組みのほうですね、一覧表のとおりです。

まず、1、議会の組織ですが、議員定数については、さまざまな資料をもとに調査・検討・意見交換を行い、削減しても十分対応可能であるという意見があったものの、議会活性化のためにも必要な人数である、多様な住民の声を反映させるためにも現定数が妥当であるとの意見が多数を占め、現在の定数18名を維持すべきものであるとの結論に至りました。

また、議員報酬については、議員定数と同様の調査・検討を行い、本町が比較的低い現状にあり、増額を求めていくということは共通認識しましたが、現在の社会情勢を鑑みると、町民の理解と納得を得るには十分な根拠を示す必要があるため、今後も継続して調査・研究を行っていくことが必要だとするものです。改選後も引き続き議員報酬に関する特別委員会を設けるなど、継続して協議を行っていただくことを求めます。

2の議会の運営について、この議会の運営については、主に他市町村の議会基本条例を参考

に調査・検討を行いました。県内でも過半数の市町村が既に定めている議会基本条例は、本町においてもいずれ必須であるということは確実です。それを念頭に置き、議論を行ってきました。

まず、通年議会については、現在でも十分対応可能であり、実施する可能性は薄いとするものです。ただし、議長の権限強化を図る必要があることも明瞭であるため、今後も議会基本条例を検討していく中で盛り込んでいくということを求めたいと思います。

また、自由討議については、現在も自主的に委員会内では行われているものでして、前向きに取り組むということで一致し、まずは試行的に取り組むことも必要であるとの結論に至りました。実際に平成27年3月定例会中に実施されたところですが、今後ルール化を図るために条例や規則の必要性が求められていくと考えます。

反問権については、慎重意見も多く、現時点では検討課題とするものです。また、それに伴いまして、議員個々の質問のスキルアップも必要であるということをご報告させていただきます。

議決事項の拡大については、委員全員が町の各種計画を議決事項に追加するというご意見が一致しました。しかし、どの計画を範囲とするかまでには結論が至りませんでした。今後条例化を図る中で議論されていくことを求めます。

なお、その他の一般質問、委員会活動報告及び請願・陳情については、議会運営委員会で対応していただき、現状維持とするという結論に至っているところです。

3、議会の情報公開ですが、議会インターネット中継については、町民に開かれた議会を目指し、町政及び議会に関心を持っていただくことと、その情報の提供を行うこと、そのための多様な機会を確保することなどを目的に、協議を重ねてきました。平成27年2月に町当局に申し入れを行い、今定例会より正式に導入されております。なお、この事業については、費用負担を考慮し、Ustream社のインターネットストリーミングサービスを利用して、本会議の生中継及び録画中継を行う計画です。

傍聴者対応については、多賀城市及び富谷町の事例を参考に、議案書などの傍聴用資料の貸与に前向きに取り組むことで一致し、27年3月定例会より実施しています。

議会報告会については、先ほど申し上げました。

4、その他です。

政務活動費につきましては、金額と公開範囲の2点について調査・協議を行いました。金額については、一部増額を求める意見はあったものの、県内町村でも上位に位置する状況であるため、現行の月額1万5,000円を妥当とするものです。また、公開範囲については、ホームペー

ジ上での公開に向けて調査と協議を行いました。また、公開には不十分な状況にあるということと、現在の閲覧状況もごくわずかであるということ踏まえ、来庁者への閲覧のみという現行の対応を維持とするものです。

政治倫理条例については、調査・協議の結果、将来的には見直しも必要とする意見もあったものの、理念条例である現行条例を今後も遵守していくということを妥当とするものです。

また、その他の検討項目については、IT化、ホームページ充実、費用弁償、各種委員就任、事務局機能の強化の4点に絞って調査・協議を行いました。

IT化、ホームページ充実については、前向きな意見があったものの、課題も多く、今後も検討課題とするものです。ただ、事務局からの提案もあり、議員と事務局とのやりとり、資料提出などに関するIT化については、今後優先して取り組む必要があるということ報告いたします。また、ホームページについては、今回の議会インターネット中継の導入に伴い、事務局により刷新していただいているところです。

費用弁償については、特に意見もなく、現状を今後も維持していくことが望ましいとするものです。

各種委員就任についても、調査の結果、特に問題はなく、現状維持が妥当とするものです。

最後に、事務局機能の強化については、やはり体制強化を図る必要があるとの認識で一致したところです。今後も継続して取り組んでいただくということを求めます。

最後に、まとめを読んで終わらせていただきます。

本委員会の目的は、議会の活性化、機能の強化を議会改革として果たすことによって、二元代表制における議会の存在意義や議員の役割、議会と町民のあるべき姿を示していくことにあります。

その目的達成のため、委員会としては、初めに議会基本条例ありきではなく、できることから始めていこうという考えのもと、主に議会報告会と議会改革の2つの分野に分け活動に取り組んできました。

議会報告会については、毎年度の継続開催に向けた取り組みを行い、本年5月に3度目の開催を終え、大きな成果を果たしたところです。今後も条例や規則でしっかり位置づけ、開かれた議会に向け継続して取り組んでいただきたいと思います。

議会改革については、個別の検討項目ごとに調査・協議を行い、結果として議会の情報公開などの一部項目は実施したところです。ただし、十分な議論をなすには限られた期間の中でもありましたので、改選後も継続して調査を行っていただきたいと思います。

本委員会での活動により、一部とはいえ、本町議会における改革を議会全体として実行できたことは、一定の成果を得られたものと考えます。開かれた議会、信頼される議会の実現には、今後も継続して議会改革に取り組み、議会活性化、議会機能の強化を図ることが不可欠です。今後も継続して議会改革の推進を図り、もって町民福祉の向上と町政の発展に寄与することを求め、当委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、議会活性調査特別委員長からの中間報告を終わります。

日程第19 議員の派遣について

○議長（郷右近隆夫君） 日程第19、**議員の派遣について**を議題とします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（郷右近隆夫君） 日程第20、**委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長並びに議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

6月定例会の閉会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から4年3カ月が過ぎました。

当時4月10日の選挙が延期となり、我々議員の任期も9月10日と定められたことから、ことは8月30日に町議会議員選挙が行われます。

平成27年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

今6月定例会が我々現議員任期の最後の定例会でありますので、私から議員の皆様、町民の皆様、そして町当局の皆様に御挨拶を申し上げます。

まず、初めに、震災当時、町内随所にて甚大な被害が発生したことから、議会といたしましては町民の皆様の心に寄り添うべく、予算計上しておりました議案等の早期可決に努めるとともに、復興支援に充てていただくべく、議員政務活動費を全額返上、さらには東日本大震災災害対策調査特別委員会を設置するなど、精力的に活動しました。

幸いにも、4年が過ぎた今日、資材、人件費等の高騰で復興事業に若干のおくれはあるものの、町当局の努力により、おおむね予定どおり事業が推進しているものと思います。

また、議会改革、議会活性化が叫ばれる昨今の状況を鑑み、議会活性化調査特別委員会、文化複合施設整備調査特別委員会を設置し、町民の皆様の負託に応えるべく、顔の見える議会を目指し、行政区長の皆様との懇談会を初め、議会報告会の開催、Ustreamを活用した議会インターネット中継などの事業を全議員一丸となって推し進めてまいりました。

今定例会では、町長から提案された全議案について慎重に議論を重ね、原案どおり可決・承認いたしております。

さて、いよいよ2カ月半後の8月25日には、町議会議員選挙の告示があります。引き続き選挙に出馬される議員の皆様の御検討をお祈り申し上げますとともに、今期をもって御勇退されます議員の皆様、くれぐれも御自愛の上、今後も御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、町当局におかれましては、今後も町民の皆様の生活の安定を図るための諸施策を講じられますよう、お願い申し上げます。

最後に、町民の皆様を初め、町三役、職員の皆様の今後ますますの御精励、さらには御健勝、御多幸、御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶といたします。

皆様、御苦勞さまでした。

続きまして、町長より発言の申し出がありますので、許可します。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、連日にわたりまして慎重なる御審議をいただき、心から感謝を申し上げます。おかげさまをもちまして、今議会に提案いたしました各議案につきまして、原案どおり御承認を賜り、あつく御礼申し上げます。

特に、副町長の選任の案件については、本当に満票でございます。人事案件で満票、本当に珍しいことでございますが、本当に重ねて心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

ただいま議長さんの御挨拶を拝聴いたしまして、改めて感慨深いものがあると、私初め職員一同、ただただ感激して感謝の言葉にたえないところであります。

顧みますと、4年前の議員選挙は東日本大震災発生から半年が経過したものの、本町ばかりではなく、被災自治体では先の見えない災害対策に追われておりました。議員各位におかれましても避難所での対応、各地区におきましての情報収集など、被災者に寄り添い、熱心な活動に取り組まれていただいた最中の選挙でありました。

混乱の中の選挙におきまして御当選の榮譽に浴され、以来4年間、町民の皆様の福祉の向上、町政の発展、さらには震災からの復旧・復興のために御尽力を賜りました。改めて敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第でございます。

8月の町議会議員の選挙に立候補されます皆様におかれましては、来る選挙での御健闘をお祈り申し上げ、再びこの議場におきまして、町民の皆様の代表としてその声を町政に反映していただくとともに、住みよいこの利府のまちづくりの実現のために町政の各課にわたり御支援賜りますよう、心からお待ちを申し上げます。

結びになりますが、議員各位の御健勝と御多幸を御祈念申し上げ、任期満了の定例会に当たりましての御礼の御挨拶にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。終わります。

○議長（郷右近隆夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年6月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、どうも御苦労さまでした。

午後2時24分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年6月12日

議 長

署名議員

署名議員